

○三井水道企業団水道事業給水条例

昭和52年4月1日

条例第13号

注 平成31年2月から改正経過を注記した

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 給水区域は、三井水道企業団水道事業の設置等に関する条例(昭和52年条例第12号)第3条第2項に規定する区域とする。

(用語の定義)

第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 給水装置 需要者に水を供給するために企業長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(2) 口径 企業団の水道メーターに取り付けられた給水管の口径をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

(1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの

(2) 共同給水装置 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの

(3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の工事の種類)

第5条 給水装置の工事は、次の4種類とする。

(1) 新設工事 新たに給水装置を設置する工事(他の給水装置から支分をふくむ。)をいう。

(2) 改造工事 給水管の増径、管種変更、給水栓の増設等、給水装置の原形を変える工事をいう。

(3) 修繕工事 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第13条で定める給水装置の軽微な変更を除くもので、給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓の部分的な破損箇所を修理する工事をいう。

(4) 撤去工事 配水管又は他の給水装置の分岐部から給水装置を取り外す工事をいう。

(給水装置工事の申込等)

第6条 給水装置の新設、改造又は撤去しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申込み、その承認を受けなければならない。

2 給水装置を修繕しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に届け出なければならない。ただし、給水装置の軽微な変更については、この限りでない。

3 企業長は、第1項の申込みについて必要と認めるときは、利害関係人の同意書その他必要な書類の提出を求めることができる。

(新設等の費用負担等)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、次項に定める施設の修繕については、企業団の負担とする。

2 給水装置のうち配水管から分岐した最初の止水栓又は仕切弁までの施設は、企業団において維持管理するため、無償譲渡を受けるものとする。

(工事の施行)

第8条 給水装置の工事は、企業長又は企業長が水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ企業長の設計審査及び材料検査をうけ、かつ、給水装置工事を完成したときは直ちに企業長の工事検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者に関する事項については、別に企業長が定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

(工事費の算出方法)

第10条 企業長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

(1) 設計費

(2) 材料費

- (3) 労力費
- (4) 運搬費
- (5) 道路復旧費
- (6) 工事監督費
- (7) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に企業長が定める。

(工事費の予納)

第11条 企業長に給水装置工事を申し込む者は、設計によつて算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事竣工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第12条 企業長は、配水管の移転その他特別の理由によつて給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

(給水装置所有権の移転の時期)

第13条 企業長が給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事費が完納になった時とし、その管理は、当該工事費の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第14条 企業長が施行した給水装置の工事の工事費を工事申込者が指定期間内に納入しないときは、企業長は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により企業長が給水装置を撤去した後なお損害があるときは、工事申込者は、企業長にその損害を賠償しなければならない。

第3章 給水

(給水の制限)

第15条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあつても、企業長はその責任を負わない。

(給水契約の申込)

第16条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ企業長に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第17条 給水装置の所有者が、給水区域内に居住しないとき、又は企業長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第18条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため管理人を選定し、企業長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他企業長が必要と認めた者

2 企業長は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第19条 給水量は、企業団の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は企業長が定める。

(メーターの貸与)

第20条 メーターは、企業長が設置し、水道使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

2 前項の保管者は、善良なる管理者の注意をもつてメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠つたためにメーターを亡失又は毀損した場合は、損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第21条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ企業長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 口径を変更するとき。

- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、その氏名又は住所に変更があつた時は、すみやかに企業長に届け出なければならない。

(私設消火栓の使用)

第22条 私設消火栓は、消防又は演習のほか使用してはならない。

- 2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、企業長の指定する企業職員の立会を要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第23条 水道使用者等は、善良なる管理者の注意をもつて、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があつたときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

- 3 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置及び水質検査)

第24条 企業長は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から請求があつたときは、検査を行いその結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要するときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第25条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道使用者等又は代理人から徴収する。

- 2 共用給水装置によつて水道を使用するものは、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第26条 料金は、別表に定める基本料金、超過料金及びメーター使用料の合計額に、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく消費税及び地方消費税額の合計額を加算して得た額とする。ただし、合計額の10円未満の端数は切り捨てとする。

(令元条例2・全改)

(料金の算定)

第27条 料金は、2ヶ月ごとの定例日(料金算定の基準日としてあらかじめ企業長が定めた日をいう。)にメーターの点検を行い、計量した使用水量を各月均等に使用したものとみなして料金算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、企業長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量の認定)

第28条 企業長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があつたとき。
- (2) その他使用水量が不明のとき。

(特別な場合の料金の算定)

第29条 月の中途において水道の使用を開始し、又はやめたときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の金額
 - (2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは1ヶ月として算定した金額
- 2 月の中途においてその用途に変更があつた場合は、その使用日数の多い利率を適用する。
- 3 メーターの使用料については、第1項の規定にかかわらず、1ヶ月分を徴収する。

(一時使用の場合の概算料金の前納)

第30条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、企業長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(料金の徴収方法)

第31条 料金は、納入通知書又は集金の方法により2ヶ月ごとに徴収する。ただし、企業長が必要と認めたときは、この限りでない。なお、特別の費用を必要とするときは、実費を徴収する。

(手数料)

第32条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、特別の費用を必要とするときは実費を徴収する。

- (1) 設計審査手数料(材料の確認を含む)1件につき 3,000円
- (2) 設計手数料 1件につき(材料費+労務費)×0.05
- (3) 竣工検査手数料 1件につき 1,000円
- (4) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 5,000円
- (5) 指定給水装置工事事業者更新手数料 1件につき 5,000円
- (6) 督促手数料 1件につき 50円
- (7) 各種証明手数料 1件につき 300円

(平31条例1・令2条例5・一部改正)

(料金手数料等の軽減又は免除)

第33条 企業長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によつて納付しなければならない料金、手数料、加入金、工事費その他の費用を軽減又は免除することができる。

(加入金)

第34条 給水装置の新設工事及び改造工事(メーターの口径の増すものに限る。以下同じ。)の申込者は、次の各号に定める加入金を納入しなければならない。

(1) 新設工事 メーター口径に応じ次に掲げる額に、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく消費税及び地方消費税額の合計額を加算して得た額

口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
加入金	50,000円	100,000円	185,000円	550,000円	1,000,000円	2,160,000円	4,280,000円	11,880,000円

(2) 改造工事 改造後のメーターの口径に対する規定の額から、改造前のメーターの口径に対応する前号に規定する額を控除した額

- 2 造成団地において、すでに加入金相当額を納入した団地については、徴収しない。
- 3 加入金は、給水装置工事の申込みの際、第1項の規定により納入しなければならない。
- 4 加入金は、当該給水装置を撤去、中止、廃止しても還付しない。

(令元条例2・一部改正)

(受水タンクがある場合の加入金の算定)

第34条の2 階数が2階以上ある建物、集合住宅及び、住宅団地等で受水タンクがある場合の加入金の額は、当該受水タンク以下の装置にメーターの設置がある場合は当該メーターの口径により、当該メーターの設置がない場合は各戸(箇所)の引込管の口径をメーターの口径とみなし、各戸(箇所)ごとに計算した加入金の合計額と、受水タンク以前の給水装置に取り付けてあるメーターに対応する加入金の額とを比較し、そのいずれか多い方の額とする。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第35条 企業長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示し、これに応じないときは自らこれを行うことができる。

2 前項に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条に定める基準に適合していないときは、その者の給水契約の申し込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申し込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第37条 企業長は、次の各号に該当するときは、水道の使用者に対しその理由の継続する間給水を停止することができる。

(1) 水道の使用者がこの条例により納付すべき料金、手数料及び工事費を指定期間内に納付しないとき。

(2) 水道の使用者が正当の理由がなく、使用水量の計量若しくは検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水せんを汚染のおそれのある器具又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第38条 企業長は、次の各号の一に該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切離すことができる。

(1) 給水装置の所有者が60日以上不明で、かつ、給水装置の所有者がないとき。

(2) 給水装置が6ヶ月以上使用中止の状態にあつて、将来使用の見込がないと認めるとき。

(過料)

第39条 企業長は、次の各号の一に該当する者に対し、2,000円以下の過料を科することができる。

(1) 第6条の承認を受けずに給水装置を新設、改造又は撤去した者

(2) 正当の理由がなく第19条第2項のメーターの設置、第27条の使用水量の計量、第35条の検査若しくは第37条の給水停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第23条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠つた者

(4) 第26条の料金又は第32条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第40条 企業長は、詐欺その他不正の行為によつて第26条の料金又は第32条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(貯水槽水道に関する企業長の責務)

第40条の2 企業長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 企業長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道の設置者の責務)

第40条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道(以下、小規模貯水槽水道という。)の設置者は、別に定めるところにより、当該小規模貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

3 貯水槽水道の設置者は、前2項に定める貯水槽水道の管理等の状況を、企業長に対して1年以内ごとに1回、報告を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に企業長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年条例第1号)

この条例は、昭和55年5月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年条例第3号)

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第1号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、この条例施行の際、改正前の三井水道企業団水道事業給水条例の規定に基づいて徴収した北野地区の料金については、この条例に基づいてされたものとみなす。

附 則(昭和60年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年10月1日から適用する。

附 則(昭和63年条例第4号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第6号)

(施行期日等)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第24条の規定 平成2年4月1日

(2) 第32条の規定 平成元年11月1日

附 則(平成9年条例第1号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第1号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第1号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第2号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三井水道企業団水道事業給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成31年条例第1号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三井水道企業団水道事業給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で、施行日から令和元年10月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則(令和2年条例第5号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表

(令元条例2・全改)

料金表

区分	メーターの口径	基本水量	基本料金 (1月につき)	超過料金 (1m ³ につき)	附記
一般用	13mm	10m ³	1,700円	180円	一般用とは、一般家庭の家事用、団体、会社等で使用するものをいう。
	20 "	20 "	3,400 "	180 "	
	25 "	30 "	5,100 "	180 "	
	40 "	50 "	8,500 "	180 "	
	50 "	100 "	17,000 "	180 "	
	75 "	200 "	34,000 "	200 "	
	100 "	400 "	68,000 "	200 "	
	150 "	1,000 "	170,000 "	200 "	
浴場用		100 "	16,500 "	180 "	一般公衆浴場 公設プールを含む。
共用		10 "	1,700 "	180 "	1個の給水栓を2世帯以上の者が使用
臨時用		1 "	220 "	220 "	工事又は一時的に使用するもの
消火栓用		演習1栓1回5分ごとに1,700円			
メーター	13mm	1ヶ月につき		100円	
	20 "		150 "		
	25 "		200 "		
	40 "		400 "		
	50 "		600 "		
	75 "		800 "		
	100 "		1,000 "		
	150 "		2,200 "		